

銀行振込みなどによる公売保証金の納付手続き

1. はじめに

公売保証金の金額は、公売物件ごとに異なります。また、公売保証金の納付は、公売物件の売却区分ごとに必要です。必ず入札しようとしている公売物件の物件詳細画面より公売保証金の金額を確認してください。

2. 「公売保証金納付書・返還請求著兼口座振替依頼書」について

- (1) 「公売保証金納付書・返還請求著兼口座振替依頼書」を「各種様式」ページから印刷し、「記入例」を参考に太枠内を記入、なつ印してください。
- (2) 「公売保証金納付書・返還請求著兼口座振替依頼書」に記入された住所（所在地）、氏名（名称）、電話番号、会員識別番号、ログイン ID（メールアドレス）、返還先の口座情報は公売保証金の返還完了まで変更できませんのでご注意ください。

3. 公売保証金の納付

- (1) 「公売保証金納付書・返還請求著兼口座振替依頼書」の送付を受けた後「公売保証金納付書・返還請求著兼口座振替依頼書」に記入されているメールアドレスに、丹波市税務課収納対策係よりメールを送信し、振込先口座など公売保証金の納付方法についてご案内します。
- (2) メールのご案内にしたがって、以下のいずれかの方法により公売保証金を納付してください（公売物件によっては利用できない方法もあります）。

ア 銀行口座への振込み

公売保証金を振り込んだ日から、丹波市が納付を確認できるまで3から7開庁日程度要することがあります。

なお、振込手数料は、公売参加申込者の負担となります。

イ 現金書留での送付（公売保証金が50万円以下の場合に限ります）

郵送料などは、公売参加者の負担となります。

ウ 銀行振出の小切手の送付または直接持参

丹波市内の銀行・信用金庫など、または郵便局の振出したもの、またはこれらの金融機関の支払保証のあるもので、かつ振出日から起算して8日を経過していないものに限りします。

なお、受付時間は午前8時30分から午後5時15分までです（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く）。

エ 現金を直接持参

受付時間は午前8時30分から午後5時15分までです（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く）。

- (3) 公売保証金は入札開始日の2開庁日以上前までに丹波市税務課収納対策係が確認できるように納付してください。納付を確認できない場合、入札することができません。
- (4) 丹波市税務課収納対策係が公売保証金の納付を確認した後、参加申込完了（参加登録）の手続きを行うと、入札することができます。
- (5) 公売参加仮申込みを行ったログインIDでログインした画面で、「参加申し込み・完了」と表示されるのは、入札開始の前日となることがあります。

4. 公売財産が農地である場合

公売財産が農地である場合は、農業委員会または県知事が発行する「買受適格証明書」を入札開始日の2開庁日以上前までに丹波市税務課収納対策係に提出してください。提出を確認できない場合、入札することができません。

5. 公売保証金の返還

- (1) 最高価申込者及び次順位買受申込者など以外の公売参加者が納付した公売保証金は、入札終了後返還します。この場合、返還まで入札終了後4週間程度かかることがあります。
- (2) 次順位買受申込者が納付した公売保証金は、買受最近納付期限までに落札者（最高価申込者）が代金を納付しなかった場合などを除き返還します。この場合、返還まで入札終了後4週間程度かかることがあります。
- (3) 公売保証金を納付した物件の公売が中止された場合及びインターネット公売全体が中止となった場合は、納付した公売保証金は返還します。この場合、返還まで公売中止後4週間程度かかることがあります。
- (4) 公売参加申込後、入札をしない場合も、公売保証金の返還時期は入札期間終了後となります。
- (5) 国税徴収法第108条第1項の規定に該当し同条第2項の処分を受けた公売参加申込者の公売保証金は返還しません。
- (6) 公売保証金の返還方法は、公売参加申込者があらかじめ指定した公売参加申込者名義の銀行等の口座へ振り込まれます。